

平成30年12月
大東市議会
定例会議会議案
条例新旧対照表

も く じ

・議案第75号	大東市長の内部組織の設置および分掌事務に関する条例-----	2
・議案第77号	大東市行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に 関する条例-----	8
・議案第78号	大東市に勤務する企業職員の給与の種類および基準に 関する条例-----	10
・議案第79号	大東市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に 関する条例-----	16

議案第75号

大東市長の内部組織の設置および分掌事務に関する条例

新
第1条 (略) (内部組織の設置)
第2条 (略)
(1) (略)
<u>(2) 行政改革推進室</u>
<u>(3) 戦略企画部</u>
<u>(4) (略)</u>
<u>(5) (略)</u>
<u>(6) (略)</u>
<u>(7) (略)</u>
<u>(8) (略)</u>
<u>(9) (略)</u>
(分掌事務)
第3条 (略)
<u>2 行政改革推進室の分掌する事務は、行政改革および行政経営に関することとする。</u>
<u>3 戦略企画部の分掌する事務は、次のとおりとする。</u>
<u>(1) 市政の総合企画および総合調整に関すること。</u>
<u>(2) 総合計画（基本構想および基本計画に関することに限る。）に関すること。</u>
<u>(3) 総合戦略に関すること。</u>
<u>(4) 秘書に関すること。</u>
<u>(5) 栄典および表彰に関すること。</u>
<u>(6) 広報および広聴に関すること。</u>

主要改正点

- ・機構改革に伴い、当該条文の変更を行ったこと。

新旧対照表

旧
第1条 (略) (内部組織の設置)
第2条 (略)
(1) (略)
<u>(2) 地方創生局</u>
<u>(3) (略)</u>
<u>(4) (略)</u>
<u>(5) (略)</u>
<u>(6) (略)</u>
<u>(7) (略)</u>
<u>(8) (略)</u>
(分掌事務)
第3条 (略)
<u>2 地方創生局の分掌する事務は、次のとおりとする。</u>
<u>(1) 大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進、調整等に関すること。</u>
<u>(2) 市長マニフェストの推進、調整等に関すること。</u>
<u>3 政策推進部の分掌する事務は、次のとおりとする。</u>
<u>(1) 市政の総合企画および総合調整に関すること。</u>
<u>(2) 総合計画および実施計画に関すること。</u>
<u>(3) 行政改革および行政経営に関すること。</u>
<u>(4) 公有財産の活用に関すること。</u>
<u>(5) ファシリティマネジメントの調査研究および企画に関すること。</u>
<u>(6) 秘書に関すること。</u>

新

- (7) 統計および調査に関すること。
- (8) 市の魅力づくりおよびシティセールスに関すること。
- (9) 情報化に関すること。

4 政策推進部の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画（実施計画に関することに限る。）に関すること。
- (2) 財政に関すること。
- (3) 新庁舎整備に関すること。
- (4) 産業の振興に関すること。
- (5) 労働行政に関すること。
- (6) 公民連携に関すること。

5 (略)

- (1) ～ (5) (略)
- (6) 行政評価に関すること。
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) 契約に関すること。
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)

旧

- (7) 栄典および表彰に関すること。
- (8) 広報および報道に関すること。
- (9) 市民相談および広聴に関すること。
- (10) 市の魅力づくりおよびシティセールスに関すること。
- (11) 財政に関すること。
- (12) 情報化に関すること。
- (13) コンピュータに関すること。
- (14) 統計および調査に関すること。
- (15) 産業の振興に関すること。
- (16) 労働行政に関すること。

4 (略)

- (1) ～ (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) 用度に関すること。
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)

新

(14) ～ (15) (略)

6 (略)

(1) ～ (8) (略)

(9) 戸籍、住民基本台帳および印鑑登録に関すること。

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

第4条 (略)

旧

(13) 戸籍、住民基本台帳および印鑑登録に関すること。

(14) ～ (15) (略)

5 (略)

(1) ～ (8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

第4条 (略)

議案第77号

大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

新		
本則 (略)		
別表第1 (略)		
別表第2 (第4条関係)		
執行機関	事務	特定個人情報
市長	(7) 外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(8) 生活保護法による保護の実施または就労自立給付金もしくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの

主要改正点

- ・外国人に対する生活保護の措置に関する事務等処理するために利用することができる特定個人情報に、進学準備給付金に関するものを加えたこと。

新旧対照表

旧		
本則 (略)		
別表第1 (略)		
別表第2 (第4条関係)		
執行機関	事務	特定個人情報
市長	(7) 外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(8) 生活保護法による保護の実施または就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの

議案第78号

大東市に勤務する企業職員の給与の種類および基準に関する条例

新

第1条 (略)

(給与の種類)

第2条 (略)

2 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、通勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当および退職手当とする。

(給料)

第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いたものとする。

2 (略)

第4条 ~ 第6条 (略)

(特殊勤務手当)

第7条 特殊勤務手当は、職員が特殊な勤務に従事しその勤務に対する給与について、これを給与に組み入れることが困難または不適當な事情があるときは、業務能率および技能の高揚に应ずるよう定めるものを支給することができる。

(時間外勤務手当)

第8条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

第9条 (略)

(休日勤務手当)

第10条 職員には、正規の勤務日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この項において「祝日法による休日」という。))および年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、祝日法による休日を除く。)をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務

主要改正点

- ・管理職員特別勤務手当の支給について規定したこと。

新旧対照表

旧

第1条 (略)

(給与の種類)

第2条 (略)

2 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、通勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当および退職手当とする。

(給料)

第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いたものとする。

2 (略)

第4条 ~ 第6条 (略)

(特殊勤務手当)

第7条 特殊勤務手当は、職員が特殊な勤務に従事しその勤務に対する給与について、これを給与に組入れることが困難または不適當な事情があるときは、業務能率および技能の高揚に应ずるよう定めるものを支給することができる。

(時間外勤務手当)

第8条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間をこえて勤務した全時間について支給する。

第9条 (略)

(休日勤務手当)

第10条 職員には、正規の勤務日が休日にあつても、正規の給与を支給する。

新

した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。）に当たっても、正規の給与を支給する。

2 (略)

第11条 (略)

(宿日直手当)

第12条 宿日直手当は、宿直勤務または日直勤務を命ぜられた職員に、その回数に応じて支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第12条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員（次項において「管理職員」という。）が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）または休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第13条 ～ 第14条 (略)

(退職手当)

第15条 (略)

2 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理者が定める手続を経て、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納または納付させることができる。

3 (略)

4 勤続期間12か月以上（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当する者として管理者が定めるものにあっては、6か月以上）で退職した職員（次項または第6項の規定に該当する者を除く。）が退職の日の翌日から起算して1年の期間（管理者が指定する者については、管理者が指定する期間）内に失業

旧

2 (略)

第11条 (略)

(宿日直手当)

第12条 宿日直手当は、職員が宿直勤務または日直勤務を命ぜられた職員に、その回数に応じて支給する。

第13条 ～ 第14条 (略)

(退職手当)

第15条 (略)

2 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理者が定める手続を経て、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納または納付させることができる。

3 (略)

4 勤続期間12か月以上（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当する者として管理者が定めるものにあっては、6か月以上）で退職した職員（次項または第6項の規定に該当する者を除く。）が退職の日の翌日から起算して1年の期間（管理者が指定する者については、管理者が指定する期間）内に失業

新

している場合において、その者が同法に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

5 勤続期間6か月以上で退職した職員（次項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

6 勤続期間6か月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する特例一時金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

7 (略)

第15条の2 ～ 第16条の2 (略)

(給与の減額)

第17条 職員が、正規の勤務日または勤務時間中において勤務しないときは、管理者の承認のあつた場合を除き、その勤務しない日または時間につき、給与を減額する。

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当りの給与額を減額して給与を支給する。

第18条 ～ 第19条 (略)

旧

している場合において、その者が同法に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

5 勤続期間6か月以上で退職した職員（次項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

6 勤続期間6か月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する特例一時金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

7 (略)

第15条の2 ～ 第16条の2 (略)

(給与の減額)

第17条 職員が、正規の勤務日または勤務時間中において勤務しないときは、管理者の承認のあつた場合を除き、その勤務しない日または時間につき、給与を減額する。

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当りの給与額を減額して給与を支給する。

第18条 ～ 第19条 (略)

大東市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例

新

大東市議会議員および大東市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第11項の規定に基づき、大東市議会議員および大東市長の選挙における同条第1項第6号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成の公費負担について、必要な事項を定めることを目的とする。

(ビラの作成の公費負担)

第2条 大東市議会議員および大東市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、7円51銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合にあつては、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、前条のビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により大東市に帰属することとならない場合に限る。

第3条 ～ 第5条 （略）

主要改正点

- ・大東市議会議員の選挙における候補者が、選挙運動のために使用するビラの作成に係る公費負担の限度額等を定めたこと。

新旧対照表

旧

大東市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第11項の規定に基づき、大東市長の選挙における同条第1項第6号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成の公費負担について、必要な事項を定めることを目的とする。

(ビラの作成の公費負担)

第2条 大東市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、7円51銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合にあつては、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、前条のビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により大東市に帰属することとならない場合に限る。

第3条 ～ 第5条 （略）